

## 「新美南吉生誕百年」V I ロゴ 使用規定

(趣旨)

### 第1条

この規定は、「新美南吉生誕百年」ビジュアル・アイデンティティロゴ（以下「V I ロゴ」という。）を新美南吉生誕100年記念事業実行委員会（著作権者）（以下「実行委員会」という。）以外の者が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

### 第2条

V I ロゴの使用は、半田市における新美南吉生誕100年記念事業のPRを目的とする。

(使用範囲)

### 第3条

V I ロゴの使用範囲は、広報媒体、景品（非商品）とする。

(使用対象者)

### 第4条

V I ロゴの使用対象者は、事業者、NPO法人等の市民活動団体、行政機関とする。

(デザイン等)

### 第5条

- (1) V I ロゴのデザインは、別紙のとおりとする。
- (2) 使用者がV I ロゴのデザインを改変して使用することはできない。
- (3) 使用用途により図形を改変する必要がある場合は、別途実行委員会に申し出て許可を得るものとする。

(使用の申請)

### 第6条

V I ロゴを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、『「新美南吉生誕百年」V I ロゴ使用申請書（様式1）』を実行委員会に提出するものとする。

(使用許可等の通知)

### 第7条

実行委員会は前条の申請書を受理した場合は、使用目的、内容などを審査し、使用の可否を『「新美南吉生誕百年」V I ロゴ使用許可等通知書（様式2）』により通知するものとする。

(使用期間)

### 第8条

前条により許可を受けた場合のV I ロゴの使用期間は、前条の使用許可等通知書の通知日から平成25年12月31日までとする。

(使用料)

### 第9条

V I ロゴの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

### 第10条

- (1) 許可を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 法令や公序良俗に反しないこと。
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動及び特定の個人又は団体の売名に使用しないこと。
- (4) 使用の権利を譲渡しないこと。

- (5) 「新美南吉生誕百年」 V I ロゴの図形及び名称の商標登録を行わないこと。
- (6) 不当な利益を得るために使用しないこと。

(その他)

#### 第 1 1 条

- (1) 審査後の内容等に変更が生じた場合、ただちに申し出なければならない。
- (2) 本基準に定めていない使用範囲等により V I ロゴを使用する場合、別途実行委員会と協議するものとする。
- (3) 使用者が、「新美南吉生誕百年」 V I ロゴの名称及び図形の使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、実行委員会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

この基準は、平成 2 4 年 8 月 1 日より適用する。